

2. 騒音にかかる規制基準

時間帯の区分及び基準値

地域の種類	基準値		類型をあてはめる地域
	昼間 〔午前6時から〕 〔午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から〕 〔翌日の午前6時まで〕	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号)第2項の規定により県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

(注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2 Aを当てはめる地域は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域とする。

3 Bを当てはめる地域は、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域とする。

4 Cを当てはめる地域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とする。

5 A.B.C.の地域類型とは、都市計画法の規定に基づく用途地域をいう。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考

車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に接近する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間であっては45デシベル以下、夜間であっては40デシベル以下）によることができる。	

1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般道路、県道及び市町村道（市町村にあつては4車線以上）の区間に限る。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(注) 評価手法は等価騒音レベル(L_{eq})とする。

(付表)

富士見町の地域のうち、次に掲げる地域				
ア、富士見の一部	イ、落合の一部	ウ、境の一部	エ、乙事の一部	オ、立沢の一部